平成２７年（フ）第１０５６号
大阪市生野区鶴橋２―10―14　メゾンドアムール鶴橋　302号室、開始決定時の住所堺市堺区中安井町１丁４番10―213号
破産者　美容室クリームこと　吉川　英治
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
堺市堺区大浜中町２丁３番２号
破産者　竹内　　温
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
広島市佐伯区美の里１丁目10番17―102号
破産者　ファッションルームコスモこと　尾崎　正勝
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
広島市安佐南区伴中央６丁目10番６号
破産者　瀬川　信彦
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３０号
広島市安佐南区上安２丁目18番５―1002号
破産者　渡邉　義政
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
福岡県久留米市天神町73番地　ヒューマインド久留米天神ステーションレジア1402号、開始決定時の住所福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番11号　パークシティベルホーレⅡ201号
破産者　丸山　智志
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３１号
福岡県久留米市北野町十郎丸1648番地12
破産者　内野　利江
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６３号
大分市緑が丘５丁目２番７号
破産者　笑喜　道惠
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７４号
盛岡市中太田深持190番地２
破産者　井上　　武
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０８号
岩手県八幡平市松尾第30地割１番地１
破産者　伊藤　　謙
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７号
福島県郡山市横塚２丁目13番19号　大越コーポ101号
破産者　鈴木　裕喜
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福島県郡山市横塚２丁目13番19号　大越コーポ101号
破産者　鈴木　弘絵
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
茨城県桜川市真壁町田179番地２
破産者　齋藤　勇一
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１９号
茨城県結城市大字結城1663番地５　ラ・グランシューズＣ棟202
破産者　大川　重機
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１３４号
神奈川県高座郡寒川町倉見2142番地１　ハイム斉藤101号
破産者　石川　春男
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
新潟市東区下木戸２丁目24番７号
破産者　加藤　昭浩
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
福井県敦賀市松島町２丁目１番29―11号
破産者　扇谷　博子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第５号
山梨県南都留郡山中湖村平野3777番地の３　エーブル山中湖321号
破産者　羽田　千仁
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
岐阜県各務原市緑苑北２丁目４番地
破産者　カントリーロードこと　重森　達也
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所